

一般社団法人日本医療安全調査機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本医療安全調査機構と称し、英文では、Japan Medical Safety Research Organization と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(公告の方法)

第3条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、専門性、中立公正性、透明性のもと、医療法第6条の10の規定に基づく医療事故（以下「医療事故」という。）についての情報の収集・検証・調査、研修、出版等の事業を通して、事故の防止のための適切な対応策の策定に役立つ知見を蓄積し、普及啓発することにより、医療の安全の確保と質の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療事故に関する情報の収集及び調査
- (2) 前号に関連する情報の整理と分析
- (3) 医療事故調査に係る知識及び技能に関する研修
- (4) 医療事故の再発防止に関する普及啓発
- (5) 前4号に関連する広報及び出版
- (6) その他、国の医療安全制度に則り行う事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、この法人の目的に賛同する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者を中心として組織された学会及びその他関係団体を社員とする。

(社員の資格の取得)

第7条 この法人の社員となろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(医療安全分担金)

第8条 社員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会の決議に基づき医療安全分担金を支払わなければならない。

(任意退会)

第9条 社員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。但し、1か月前までにこの法人に対して、退会の予告をしなければならない。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により社員を除名したときは、当該社員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(社員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が解散したとき。

2 社員が前2条及び前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 この法人は、社員がその資格を喪失しても、既に納入した医療安全分担金及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、理事長は、社員総会の日の1週間前までに、社員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的記録により、その通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故のあるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1人につき1個とする。

(書面による議決権行使)

第18条 社員総会に出席しない社員は、予め通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は、他の社員を代理人として議決権行使を委任することができる。

- 2 前項の規定により書面をもって議決権を行使した社員は、次条の規定の適用については

出席したものとみなす。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第20条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事の経過の要領及びその結果その他の事項を記載し、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長が記名押印しなければならない。

(社員総会運営規則)

第23条 社員総会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則によるものとする。

第5章 役員等

(役員の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9人以上15人以内
- (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、3人以内を副理事長、1人を専務理事、3人以内を常任理事とする。
- 3 前項のほか、社員総会の決議により常務理事を置くことができる。
- 4 第2項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の代表理事とし、専務理事、常務理事及び常任理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 3 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(欠格事由)

第26条 次に掲げる者は、この法人の理事又は監事(以下「役員」という。)となること
ができない。

- (1) 一般社団・財団法人法第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 一般社団・財団法人法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に
処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」とい
う。)第6条第1号に該当する者
- (4) 公益法人認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可
能性のある罪で起訴されている者

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行す
る。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執
行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、あら

はじめ理事会の決議により定めた順序により、理事長の職務を代行する。

- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、医療法（昭和22年法律第205号）第6条の16に規定される医療事故調査・支援センターの業務（同法第6条の15第1項の規定に基づく医療事故調査・支援センターの指定を受けた場合に限る。）を含む機構の業務を執行する。
- 5 常務理事及び常任理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、理事会の決議により、機構の業務を分担執行する。
- 6 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事の監査については、法令及びこの定款に定めるもののほか、監事全員により定める監事監査規程によるものとする。

（役員の任期）

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の地位の喪失）

第30条 この法人の役員は、第26条に掲げる各号のいずれかに該当するに至った時、当然にこの法人の役員としての地位を喪失する。

（役員の解任）

第31条 理事及び監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第32条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会におい

て別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いを行うことができる。この場合の支給の基準については、社員総会の決議により別に定める。

(顧問)

第33条 この法人に、顧問2人以内を置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること。
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、社員総会の決議により別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第34条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び常任理事の選定及び解職
- 2 一般社団・財団法人法第90条第4項の定めにしたがい、理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び常任理事の選定及び解職
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則で定められた体制の整備

(種類及び開催)

第36条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度3回以上開催する。

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第43条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第7章 委員会

第44条 (削除)

(委員会及び部会)

第45条 この法人の事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議により、委員会及び部会を設置することができる。

- 2 重要な委員会の委員は、理事会において選任し、解任する。これ以外については理事長が選任し、解任する。
- 3 委員会及び部会の任務、構成及び運営に関する重要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 4 委員会及び部会は、法人法上の機関の権限を冒してはならない。

第8章 資産及び会計

(財産の管理及び運用)

第46条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第48条 この法人の事業計画書、収支予算書（損益ベース内訳表）、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第50条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(株式(出資)に係る議決権の行使)

第51条 この法人は、保有する株式(出資)に係る議決権を行使してはならない。

第9章 基金

(基金の募集)

第52条 この法人は、一般社団・財団法人法第131条に基づく基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第53条 基金の募集、割当て、拠出等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第54条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還)

第55条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団・財団法人法第141条に規

定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第2項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

(代替基金の積立)

第56条 基金の返還を行うときは、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については、取崩しを行わないものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第57条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第58条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第59条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第60条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第11章 事務局

(事務局)

第61条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長等の重要な職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第62条 この法人は、公正に開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規則によるものとする。

(個人情報の保護)

第63条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 補則

(委任)

第64条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則（平成26年9月24日社員総会決議）

- 1 この定款は、決議の日から施行する。

附 則（平成27年4月28日社員総会決議）

- 1 この定款の改正は、決議の日から施行する。

附 則（平成27年8月3日社員総会決議）

- 1 この定款の改正は、決議の日から施行する。

附 則（令和6年6月3日社員総会決議）

- 1 この定款の改正は、決議の日から施行する。